

○監事選出規則

規定第808号

一部改正 2012年 6月13日 2015年12月 9日

(目的)

第1条 この規則は、学校法人法政大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第18条第1項に基づき、理事長が監事を選任する場合の必要な事項を定める。

2 この規則は、監事の責務を理解し、学校法人の業務及び財産の状況を監査するにふさわしい者を本法人の監事に推薦することを目的とする。

(選任方法)

第2条 理事長は、第4条に定める選考委員会が推薦した監事候補者（以下「候補者」という。）を、評議員会の同意を得て、監事として選任する。

(候補者数)

第3条 候補者の数は、4人とし、半数を2年ごとに選考する。

(選考委員会)

第4条 理事会は、監事の任期満了日の6カ月前までに、本法人内に選考委員会を設置しなければならない。

2 選考委員会は、候補者を決定し、理事長に推薦する。

3 選考委員会は、次の各号に定める委員によって構成し、委員は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

(1) 理事の中から 2人

(2) 寄附行為第20条第3号に定める評議員の中から 3人

4 選考委員会には、委員の互選により委員長及び副委員長各1名をおく。

5 委員長は、委員会を代表し、その事務を統括する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理し、又は代行する。

7 選考委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。ただし、委任状を出した者は出席扱いとする。

8 委任状はファックス又はEメールによるものもこれを認める。ただし、委任状には委任する相手を明確にし、委員長宛に提出することを要する。

9 選考委員の任期は、委嘱日から当該年度末までとする。

(候補者の届出)

第5条 選考委員会の委員長は、監事の任期満了日の2カ月前までに、次の各号に定める所定の書類により、候補者を理事長に届け出なければならない。

(1) 推薦書

(2) 候補者の推薦（就任）承諾書

(3) 候補者の履歴書

(候補者の資格)

第6条 候補者は、監事の就任前年度末の日において年齢満70年未満の者とする。

2 次の各号の一に該当する場合は候補者となることができない。また、任期途中で監事の職を辞した場合若しくは失った場合又は前任者の残任期間の場合についてもその任期を1期として通算する。

(1) 通算2期監事であった者

3 選考委員会は、次の各号の一に該当する者を候補者として推薦することができない。

(1) 本法人の教職員及び在学生

(2) 学校教育法第9条の欠格事由に該当する者

(3) 本法人において解雇の処分を受けたことがある者

(4) 第4条第3項に定める選考委員

4 前項に定める事項は、選考委員会が推薦する日を基準として適用する。

(欠員補充)

第7条 監事の任期途中において欠員が生じた場合の補充は、この規則に定める選任方法に準じて行う。

2 前項の場合において、理事会は、第4条及び第6条の定めにかかわらず、選考委員会設置日及び候補者届出日を定めることができる。

(守秘義務)

第8条 選考委員会の委員は、審議に関わる全ての事項に対して守秘義務を負う。

(規則の改廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会がこれを決する。

(事務局)

第10条 この規則の施行に関わる事務局は、総務部総務課とする。

付 則

1 この規則は、2004年11月10日から施行し、2005年4月1日から就任する監事の選出から適用する。

2 この規則の施行後、最初の監事の選出においては、第4条第1項は適用しない。

3 監事選挙規則は、この規則の施行により、2005年3月31日をもって失効するものとする。

4 この規則は、2012年6月13日から規則名称を一部改正し施行する。

5 この規則は、2015年12月9日から一部改正施行し、2017年4月1日から就任する監事の選出から適用する。改正前の規則において選任されたことのある監事の任期については、第6条第2項第1号にかかわらず、改正前の規則により通算3期までとする。ただし、2021年4月1日までに就任する監事の時限措置とする。

(追49)